主ナル役員ノ住所氏名生年職業略歴

本所区柳島梅森町一六二
杉本方　ゴム職工
理事長　荒井七蔵　明治廿九年十一月生
尋常小学校卒業後明治四十四年十月ヨリ大正四年迄内務省土木出張所ノ仕上工トナリ其後約二ヶ年間浅野造船所仕上工トナリ大正八年五月十二日ヨリ三田土ゴム会社職工トナリ今日ニ至ル

下谷区入谷町一七　ゴム職工
副理事長　伊藤(?)丈　明治廿一年十一月生
高等小学校卒業後紡績工場ニテ二ヶ年奉公シ其後雑貨商ヲナシ大正八年五月三十日ヨリ三田土ゴム会社職工トナリ今日ニ至ル

南葛飾郡大島町一四八
ゴム職工
会計　林(?)　明治二十年生
高等小学校卒業後…

本所区中之郷業平町三四五
ゴム職工
通信記録係　田崎保次　明治三十七年四月生
尋常小学校卒業後鉄道会社職工トナリ其後東京鉄道会社火夫トナリ大正七年ヨリ…鉄工場火夫トナリ今年九月二十六日ヨリ三田土ゴム会社職工トナリ今日ニ至ル
尋常小学校卒業後…大正五年四月迄…二ヶ年…農業ニ従事シ其後…会社ニ勤務シ…大正七年六月ヨリ三田土ゴム会社ノ職工トナリ今日ニ至ル

大日本護謨労働組合規約

第一章　総則

第一条　本組合ハ大日本護謨労働組合ト称シゴム事業ニ従事スル男女労働者ヲ以テ組織ス

第二条　本組合ニ本部及支部ヲ置ク支部ハ五十名以上ヲ以テ組織ス

第三条　本組合規約ハ大会ノ決議ヲ経ルニアラサレハ変更スルコトヲ得ス

第二章　主義綱領

第四条　本組合ハ左ノ綱領ノ精神ニ基キ左ノ趣旨ヲ貫徹スルコトヲ以テ目的トス

(一)吾等ハ人类共存ノ理想ニ従ヒ識見ノ開発徳性ノ涵養技術ノ進歩ヲ図ランコトヲ期ス

(二)吾等ハ相互ノ親睦ヲ図リ相愛扶助ノ精神ニ基キ共同ノ力ニ依リ地位ノ向上生活ノ安定ヲ期ス

第三章　組合員ノ資格

第五条　本組合員ハ左ノ資格アルコトヲ要ス

(一)本規約第一条ニ該当スルモノニシテ品行方正ナルコト

(二)規定ノ組合費ヲ金納スルコト

第四章　入会及退会

第六条　本組合員タラントスルモノハ規定ノ様式ニ従ヒ指定事項ヲ明記シ入会金五十銭ヲ添ヘ紹介人連署ノ上所属幹部ノ許ニ申込ムヘシ

第七条　本組合ハ前項ノ申込ニ対シ本人ノ資格ヲ調査シタル上之ヲ許可ス但再入会者ハ理事会ノ承認ヲ要ス一度除名セラレタルモノ亦同シ

第八条　本組合員ニシテ退会セントスルモノハ其理由ヲ明記シ紹介者連署ノ上所属幹部ノ許ニ届出ツヘシ

第九条　本組合員ニシテ組合員タルノ資格ヲ失シタルモノハ退会ヲ命ス

第十条　本組合員ニシテ故ナク組合費三ヶ月以上滞納シタルモノハ除名ス